

## 特定手続等に係る申請者の届出について

平成12・03・15貿局第2号  
輸出注意事項12第12号  
輸入注意事項12第7号  
平成12年3月23日  
貿 易 局  
〔最終改正 平成15・01・27貿局第1号〕  
輸出注意事項15第5号  
輸入注意事項15第5号  
平成15年2月3日

輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。）第1条の3、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）第2条の3及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第1条の3に規定する届出の運用について、下記のとおり定め、平成15年2月3日から実施する。

### 記

#### 1．特定手続等の指定

この通達において、「特定手続等」とは、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号、輸出注意事項12第15号、輸入注意事項12第8号）の1．に掲げるものをいう。

#### 2．輸出規則第1条の3、輸入規則第2条の3及び貿易外省令第1条の3に規定する申請者の届出に係る接続方式

特定手続等を行うため、輸出規則第1条の2、輸入規則第2条の2及び貿易外省令第1条の2に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下「専用電子計算機」という。）と、輸出規則第1条の2、輸入規則第2条第4項及び貿易外省令第1条の2に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）以下「特定入出力装置」という。）を接続する方式は、次の2つの方式とする。

##### (1) ダイアルアップ接続

専用電子計算機と特定入出力装置を、直接、電話回線で接続（携帯用電話機端末からの接続を除く。）する方式

##### (2) インターネット接続

専用電子計算機と特定入出力装置を、インターネットを經由して接続する方式

#### 3．申請者の届出等

##### (1) 申請者の届出

輸出規則第1条の3第1項、輸入規則第2条の3第1項又は貿易外省令第1条の3第1項に規定する届出（以下「申請者届出」という。）を行おうとする者は、輸出規則別表第6、輸入規則別表第3又は貿易外省令別紙様式第6の3による申請者届出書（以下「申請者届出書」という。）1通に必要事項を記入し、(4)に掲げる書類等を添付して、経済産業大臣に届け出るものとする。ただし、法人の場合であって、当該法人の代表権を有する者から特定手続等を行うことを委任された当該法人の代表権を

有しない従業者（以下、当該委任された従業者を「被委任者」という。）が届出を行おうとする場合にあっては当該法人の代表者が被委任者を届け出るものとし、当該法人の代表者が届け出る時又は届け出た後に行わなければならない。

(2) 届出の効果

届出者が、輸出規則別表第6、輸入規則別表第3又は貿易外省令別紙様式第6の3のうち、いずれかの様式による届出を行った者は、輸出規則第1条の3第5項、輸入規則第2条の3第5項及び貿易外省令第1条の3第5項の規定により、他の様式による届出も行ったものとみなす。

(3) 届出の方法

(1)の届出は、6.の受付窓口への郵送によるものとする。

(4) 申請者届出書の添付書類等

届出理由書（別紙参考様式） 1通

届出事項が事実であることを証する書類（住民票（個人の場合）登記簿謄本（法人の場合）等（届出日から6月前以内に取得したもの又は当該書類に有効期間がある場合には、当該有効期間内のものに限る。）） 1通

委任状（別紙参考様式（法人の場合であって、被委任者を届け出るときに限る。））

フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格「90mmフレキシブルディスクカートリッジのトラックフォーマット - 15916磁束反転 / rad」（JIS X 6 2 2 5）に適合するものに限る。[いわゆる3.5インチ1.44MBのフレキシブルディスク]） 1枚（インターネット接続を希望する場合に限る。）

返信用封筒（簡易書留により郵送するために必要な額に相当する切手を貼付した日本工業規格角形2号の封筒若しくは日本工業規格A列4番の書面を折ることなく入れることのできる封筒に、(1)の届出を行おうとする者の宛先を記入したものに限り。） 1枚

(5) 申請者届出書の記載要領

申請者届出書の記載要領については、別紙によるものとする。

4. 識別番号等の通知等

(1) 識別番号等の通知

経済産業大臣は、申請者届出を受理したときは、当該申請者届出を届け出た者に次の又はに規定するものを通知又は交付するものとする。

ダイヤルアップ接続のみを希望する場合

識別番号、暗証番号及び申請者コードを通知する。

インターネット接続を希望する場合（併せて、ダイヤルアップ接続を希望する場合を含む。）

識別番号、暗証番号及び申請者コードを通知し、特定入出力装置から入力された情報を暗号化するための鍵（以下「鍵」という。）及び電子証明証（3.(4)のフレキシブルディスクに記録したもの）を交付する。

(2) 通知及び交付の方法

(1)に規定する通知及び交付は、郵送により行うものとする。

(3) 鍵及び電子証明証の有効期間

(1)の規定により交付された鍵及び電子証明証の有効期間は交付の際、経済産業大臣が通知する有効期間の満了する日までとする。ただし、経済産業大臣が交付した鍵及び電子証明証について、その安全性の観点から使用が適当と認められない場合にあっては有効期間の変更を通知する。

なお、鍵及び電子証明証の更新の手続きについては、別に定める。

(4) 鍵及び電子証明証等を紛失した場合の手続き

(1)の規定又は本規定若しくは(3)なお書きの規定により定められた手続により交

付された鍵及び電子証明証又は当該鍵及び電子証明証交付の際に通知された P I N 番号を紛失した場合は、速やかに別紙様式による鍵・電子証明証等紛失届出書に必要事項を記入し、経済産業大臣に届け出ることとし、同時に鍵及び電子証明証等の再交付を希望するときは、別紙様式による鍵・電子証明証等紛失届出書にその旨記入し、次の 及び に規定する要領で、経済産業大臣に依頼するものとする。

依頼の方法

6 . の受付窓口への郵送によるものとする。

添付するもの

(イ) フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格「90mmフレキシブルディスクカートリッジのトラックフォーマット - 15916磁束反転 / rad」( J I S X 6 2 2 5 ) に適合するものに限る。[いわゆる 3 . 5 インチ 1 . 4 4 MB のフレキシブルディスク]) 1 枚

(ロ) 返信用封筒(簡易書留により郵送するために必要な額に相当する切手を貼付した日本工業規格角形 2 号の封筒若しくは日本工業規格 A 列 4 番の書面を折ることなく入れることのできる封筒に、届出を行おうとする者の宛先を記入したものに限り。) 1 枚

(5) 手続きの適用除外

(4) の規定は、有効期間の満了した鍵及び電子証明証又は当該鍵及び電子証明証交付の際に通知された P I N 番号並びに届出事項等の変更又は電子情報処理組織(専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用の廃止を届け出たことにより無効となった鍵及び電子証明証又は当該鍵及び電子証明証交付の際に通知された P I N 番号の紛失に係る手続には適用しない。

5 . 届出事項等の変更又は電子情報処理組織の使用の廃止の届出

(1) 申請者届出書による手続

申請者届出を行った者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、申請者届出書 1 通に必要事項を記入し、次の から に規定する要領で、経済産業大臣に届け出のものとする。ただし、法人の場合にあっては、当該法人の代表者が届出を行うものとする。

届出の方法

届出は、6 . の受付窓口への郵送によるものとする。

添付書類等(届出事項の変更の場合のみ)

(イ) 届出理由書(様式自由) 1 通

(ロ) 届出事項が事実であることを証する書類 1 通(郵便番号、電話番号、F A X 番号、通信用電話番号及び電子メールアドレスを変更したときは不要。)

(ハ) 委任状(別紙参考様式(法人の場合であって、被委任者を変更したときに限り。))

(ニ) フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格「90mmフレキシブルディスクカートリッジのトラックフォーマット - 15916磁束反転 / rad」( J I S X 6 2 2 5 ) に適合するものに限る。[いわゆる 3 . 5 インチ 1 . 4 4 MB のフレキシブルディスク]) 1 枚(ダイヤルアップ接続をインターネット接続に変更する場合又はダイヤルアップ接続に加えてインターネット接続を希望する場合に限る。)

(ホ) 返信用封筒(簡易書留により郵送するために必要な額に相当する切手を貼付した日本工業規格角形 2 号の封筒若しくは日本工業規格 A 列 4 番の書面を折ることなく入れることのできる封筒に、届出を行おうとする者の宛先を記入したものに限り。)(接続方式の変更を希望する場合に限る。) 1 枚

## 記載要領

申請者届出書の記載要領については、別紙によるものとする。

### (2) 特定入出力装置による手続

(1)にかかわらず、届出事項のうち電話番号、FAX番号、通信用電話番号及び電子メールアドレスの変更については、申請者届出を行った者に交付された識別番号及び暗証番号を使用して特定入出力装置から変更した届出事項及び当該変更の理由を入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、変更の届出を行うことができる。

### (3) 変更事項の専用電子計算機に備えられたファイルへの反映

(1)又は(2)の手続による届出をする者は、当該届出に係る変更事項(2)の手続による電子メールアドレスの変更を除く。)を専用電子計算機に備えられたファイルへ反映する希望日を、経済産業大臣に届け出ることができる。

### (4) 届出事項等の変更の届出に係る鍵及び電子証明証の交付等

経済産業大臣は(1)の規定によりインターネットの接続方式を届け出た者に対し、鍵及び電子証明証を交付するものとし、4.の規定を準用する。この場合において4.中「3.の届出を受理したときは、当該届出に係る届出者に次の又はに規定するもの」とあるのは「5.(4)の届出を受理したときは、当該届出に係る届出者に次のに規定するもの」と、「識別番号、暗証番号及び申請者コードを通知し、特定入出力装置から入力された情報を暗号化するための鍵」とあるのは「特定入出力装置から入力された情報を暗号化するための鍵」と読み替えるものとする。

### (5) 暗証番号の変更

申請者届出を行った者に交付された暗証番号は、当該申請者届出を行った者に交付された識別番号及び暗証番号を使用して特定入出力装置から変更後の暗証番号を入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、変更を行うことができる。

## 6. 受付窓口

申請者届出書の受付窓口は次のとおりとする。

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

## 附 則

この通達の実施の際現に、この通達により廃止される前の「特定手続等に係る申請者の届出について」の制定について(平成11年11月15日付け平成11・11・05貿局第4号、輸出注意事項11第21号)3.の規定により提出された申請者届出書は、この通達により制定された「特定手続等に係る申請者の届出について」3.の規定により提出された申請者届出書とみなして、この通達により制定された「特定手続等に係る申請者の届出について」の規定を適用する。

別紙様式

鍵・電子証明証等紛失届出書

経済産業大臣殿

年 月 日

特定手続等に係る申請者の届出について（平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号、輸入注意事項12第7号）4.(4)の規定により、（ 鍵及び電子証明証  
PIN番号 ）を紛失したことを届け出ます。

届出者  
記名押印  
又は署名

フリガナ 名称（会社名）			
郵便番号	-		
フリガナ 住 所			
フリガナ 被交付者氏名			
電話番号		FAX番号	
申請者コード			
電子証明証ID			
有効期間	年 月 日		
再交付希望	1.希望する    2.希望しない		
備 考			

- 注 (1) 印のうち不必要なものは抹消してください。  
(2) 名称の欄は法人の場合に記入してください。  
(3) 電子証明証IDの欄は、紛失した鍵及び電子証明証の電子証明証IDを記入してください。  
(4) 有効期間の欄は紛失した鍵及び電子証明証の有効期間を記入してください。  
(5) 再交付希望の欄は当てはまる番号を 印で囲んでください。  
(6) 紛失した理由が分かる場合は備考欄に記入してください。  
(7) 用紙の大きさは、A列4番とします。

## 申請者届出書の記載要領

1. 「届出者記名押印又は署名」及び「届出者住所」の欄  
記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者に限ることとし、住所は、個人の場合は当該本人の居住地、法人の場合は当該法人の本社の所在地を記載すること。
2. 「名称（会社名）」の欄  
個人の場合は、記載しないこと。
3. 「郵便番号」及び「住所」の欄
  - (1) 個人の場合は当該本人の居住地の、法人の場合は当該法人の本社の所在地（被委任者に係る届出のときは当該被委任者の勤務地）の郵便番号及び住所を記載すること。
  - (2) 法人の場合であって、届出に係る者が複数あるときは、申請者届出書の1枚目に本社の所在地の郵便番号及び住所又は被委任者のうち1人の勤務地の郵便番号及び住所を、被委任者用様式に残りの代表権者又は被委任者の勤務地の郵便番号及び住所を記載すること。
4. 「氏名」及び「役職」の欄
  - (1) 個人の場合は当該個人の氏名のみを、法人の場合は代表権者（被委任者に係る届出のときは当該被委任者）の氏名及び役職を記載すること。
  - (2) 法人の場合であって、届出に係る者が複数あるときは、申請者届出書の1枚目に代表権者又は被委任者のうち1人の氏名及び役職を、被委任者用様式に残りの代表権者又は被委任者の氏名及び役職を記載すること。
5. 「電話番号」及び「FAX番号」の欄  
連絡のための電話番号及びFAX番号を記載すること。
6. 「接続方式」の欄  
希望する接続方式の番号（複数選択可）を 印で囲むこと。
7. 「通信用電話番号」の欄  
ダイヤルアップ接続を希望する場合に、専用電子計算機と特定入出力装置を接続する電話回線の電話番号を記載すること（通信時に当該届け出ようとしている電話番号を受信先に通知するものに限る。）
8. 「電子メールアドレス」の欄  
連絡のための電子メールアドレスを記載のこと。
9. 「JASTPROコード」の欄  
届出者が財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が交付する「日本輸出入者標準コード（JASTPROコード）」を有している場合に、記載すること。
10. 「申請者コード」の欄  
個人の場合は当該本人に、法人の場合は代表権者（被委任者に係る届出のときは当該被委任者）に、輸出規則第1条の3第2項、輸入規則第2条の3第2項又は貿易外省令第1条の3第2項の規定により通知された申請者コードがある場合に、記載すること。
11. 「備考」の欄
  - (1) 申請者届出書を作成した担当者の氏名及び連絡先を記載すること。
  - (2) 届け出た事項を変更しようとする場合、変更事項及び当該変更事項を指定電子計算機に備えられたファイルへ反映する希望日を記載すること。
12. その他  
記載例1から3までを参照のこと。  
なお、記載例は輸出規則別表第6を使用しているが、輸入規則別表第3又は貿易外省令別紙様式第6の3による場合も同様である。

**【記載例1】 【代表権者及び被委任者2名を新規に届け出る場合】**

別表第六

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条の3
主務官庁	経済産業省

**申請者届出書**

経済産業大臣殿

年 月 日

輸出貿易管理規則第1条の3の規定により、下記のとおり（~~登録~~）に係る事項を届け出ます。  
~~変更~~  
~~廃止~~

届出者 株式会社  
 記名押印 代表取締役社長  
 又は署名 経産太郎

〒900-0001  
 住 所 県 市 町 -

届出者申請者コード

フリガナ	カブシキガイシャ			
名称（会社名）	株式会社			
郵便番号	9	0	0	1
フリガナ	ケン シ チョウ			
住 所	県 市 町 -			
フリガナ	ケイサン タロウ	役 職	代表取締役社長	
氏 名	経産太郎			
電話番号	0111-11-1111		FAX番号	0111-11-2222
接続方式	. 電話回線 2 . インターネット		通信用 電話番号	0111-11-3333
電子メールアドレス	abc@def.co.jp		JASTPROコード	1   2   3   4   5
申請者コード	<input type="text"/>			
備 考	担当者： 連絡先：0111-11-4444			

識別番号

申請者コード

- 注 (1) 印のうち不必要なものは抹消して下さい。  
 (2) 接続方式の欄は番号を印で囲んで下さい。  
 (3) 印の欄は記入しないで下さい。  
 (4) 用紙の大きさは、A列4番とします。  
 (5) 特定手続等を行おうとする者を複数届け出る場合には、次葉を使用して下さい。

(被委任者用)

フリガナ 氏名	ボウエキ ジロウ 貿易 次郎	役職	A B C 事業部長
接続方式	1. 電話回線 2. インターネット	通信用 電話番号	0111-11-3333
電子メールアドレス	xyz@def.co.jp	電話番号	0111-11-5555
郵便番号	-	FAX番号	0111-11-6666
フリガナ 住所			
申請者コード			

フリガナ 氏名	アンポ サプロウ 安保 三郎	役職	東京支社長
接続方式	1. 電話回線 2. インターネット	通信用 電話番号	03-1234-1111
電子メールアドレス	opq@def.co.jp	電話番号	03-1234-2222
郵便番号	1 0 0 - 0 0 2 1	FAX番号	03-1234-3333
フリガナ 住所	トウキョウト ク チョウ 東京都 区 町 - -		
申請者コード			

フリガナ 氏名		役職	
接続方式	1. 電話回線 2. インターネット	通信用 電話番号	
電子メールアドレス		電話番号	
郵便番号	-	FAX番号	
フリガナ 住所			
申請者コード			

注 (1) 「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。  
(2) 「申請者コード」の欄は、変更又は廃止の届出の場合には、必ず記入して下さい。



**【記載例2】 【被委任者2名を追加して届け出る場合】**

別表第六

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条の3
主務官庁	経済産業省

**申請者届出書**

経済産業大臣殿

年 月 日

輸出貿易管理規則第1条の3の規定により、下記のとおり（~~登録~~）に係る事項を届け出ます。

届出者 株式会社  
 記名押印 代表取締役社長  
 又は署名 経産太郎  
 〒900-0001

住 所 県 市 町 -

届出者申請者コード 1 2 3 4 5 0 0 0

フリガナ	カブシキガイシャ		
名称（会社名）	株式会社		
郵便番号	9 0 0 - 0 0 0 1		
フリガナ	ケン シ チョウ		
住 所	県 市 町 -		
フリガナ	ユシュツ シロウ	役 職	X Y Z 事業部長
氏 名	輸 出 四 郎		
電 話 番 号	0111-11-7777	FAX番号	0111-11-8888
接 続 方 式	1. 電話回線 2. インターネット	通信用 電話番号	0111-11-9999
電子メールアドレス	hij@def.co.jp	JASTPROコード	1 2 3 4 5
申請者コード			
備 考	担当者： 連絡先：0111-11-1234		

識別番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請者コード									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 注 (1) 印のうち不必要なものは抹消して下さい。  
 (2) 接続方式の欄は番号を印で囲んで下さい。  
 (3) 印の欄は記入しないで下さい。  
 (4) 用紙の大きさは、A列4番とします。  
 (5) 特定手続等を行おうとする者を複数届け出る場合には、次葉を使用して下さい。

(被委任者用)

フリガナ 氏名	ユニユウゴロウ 輸入五郎	役職	大阪支社長
接続方式	1. 電話回線 2. インターネット	通信用 電話番号	06-1122-1111
電子メールアドレス	klm@def.co.jp	電話番号	06-1122-2222
郵便番号	5   4   0   -   0   0   0   2	FAX番号	06-1122-3333
フリガナ 住所	オオサカフオオサカシクチョウ 大阪府大阪市 区 町 - -		
申請者コード			

フリガナ 氏名		役職	
接続方式	1. 電話回線 2. インターネット	通信用 電話番号	
電子メールアドレス		電話番号	
郵便番号		FAX番号	
フリガナ 住所			
申請者コード			

フリガナ 氏名		役職	
接続方式	1. 電話回線 2. インターネット	通信用 電話番号	
電子メールアドレス		電話番号	
郵便番号		FAX番号	
フリガナ 住所			
申請者コード			

- 注 (1) 「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。
- (2) 「申請者コード」の欄は、変更又は廃止の届出の場合には、必ず記入して下さい。

